

学校教育法の改正(2)

＜教授会＞第93条第3項

(新) 教授会は、前項に規定するもののほ
か、学長及び学部長その他の教授会
が置かれる組織の長(以下この項に
おいて「学長等」という。) がつかさど
る教育研究に関する事項について
審議し、 (つづく)

学校教育法の改正（2）

＜教授会＞第93条第3項

（新） 及び学長等の求めに応じ、意見を述
べることができる。

教授会の役割の明確化②

- 教授会は審議機関（×決定機関）
- 教授会は教育研究に関する事項を審議（×経営に関する事項）
- 学長等から求めがなくても、審議結果を伝えることは差し支えない

学校教育法施行規則の改正（1）

- 新学校教育法第93条第2項第1号により、教授会は、学生の**入学**、**卒業**及び課程の修了について、学長が決定を行うに当たり、意見を述べることになる。
- 現行の学校教育法施行規則第144条との関係で重複が生じ、整理が必要。

「学生の**入学**、退学、転学、留学、休学及び**卒業**は、教授会の議を経て、学長が定める。」

学校教育法施行規則の改正(2)

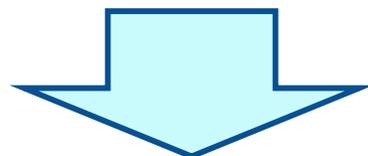
- 学生の**退学**、転学、留学、休学については、本人の希望を尊重すべき場合などがあるので、学校教育法施行規則第144条を削除。
- ただし、懲戒としての退学処分等の学生に対する不利益処分の際には、慎重な調査・審議が重要。
- そこで、新たに学校教育法施行規則第26条第5項を置く。

「学長は、学生に対する第二項の退学**、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。」**

国立大学法人法の改正(1)

＜学長選考＞第12条第7項

(旧)第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運用することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。



国立大学法人法の改正(1)

＜学長選考＞第12条第7項

(新)第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運用することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。

国立大学法人法の改正(1)

＜学長選考＞第12条第8項

(新)国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならない。

学長選考の透明化(1)

- 各大学のミッションを見通して、
 - ①学長に求められる資質・能力
 - ②学長選考の具体的手段・方法を定め、公表
- 学長選考の結果、選考した学長を適切と判断した理由、選考のプロセスを公表

学長選考の透明化(2)

- 学長選考は、学長選考会議が、その権限と責任において主体的に行うべき。
- 仮に意向投票を実施する場合には、投票結果をそのまま学長選考会議の選考結果に反映させるなど、過度に学内の意見に偏るような選考方法は、学長選考会議の主体的な選考という観点から適切ではない。

国立大学法人法の改正(2)

＜経営協議会＞第20条第3項、第27条第3項

(旧) 前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならない。



(新) 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

⇒ **社会の声をより反映**

国立大学法人法の改正(3)

＜教育研究評議会＞第21条第3項

(新)前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長(同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。)を置く場合には、当該副学長(当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者)を評議員とする。

国立大学法人法の改正(4)

＜附則＞第2項

(新)政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定により改正後の国立大学法人法(略)の施行の状況、国立大学法人(略)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

国立大学法人法施行規則の改正(1)

＜学長の選考が行われたときの公表事項＞

第1条の2

- 学長選考会議が当該者を**選考した理由**
- 学長選考会議における学長の**選考の過程**

※大学共同利用機関では、「学長」を「機構長」に
読替え